

2021（令和3）年8月27日（金）

関係各位

札幌地区U12部会 各位

札幌地区バスケットボール協会

理事長 大友 剛靖

U12部会長 齊藤 八起

## 緊急事態宣言発令に伴う活動休止のお願い

日頃より、当協会の事業に対し御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

関係する皆様におかれましては、子どもたちの心身の安心と安全を最優先に考え、それぞれの地域の実態に応じて活動の休止や縮小等の対応を講じられていることと存じます。

さて、国は北海道に対し、8月27日から9月12日までの「緊急事態宣言」を発令しことから、「部活動の原則休止」と「学校施設の目的外使用及び学校開放事業の休止」等の措置が強化されました。

当部会に所属するチームは、「部活動」ではなく社会体育の少年団活動の位置付けですが、中学校や高校の部活動と同様に捉え、感染症予防に努め、増加傾向にある変異株から子どもたちや御家族を守るため、そして札幌市内及び石狩管内各市町村の医療体制を守るために、活動の休止をせざるを得ないと判断いたしました。

つきましては、プレーヤーである子どもたちのミニバスケットボールを支えてくださっている皆様におかれましては、下記のとおり活動の休止をお願いいたします。

### 記

- 1 対象 札幌地区バスケットボール協会U12部会に所属する全てのチーム
- 2 内容 練習及び対外試合等の活動休止

※健康を維持するために必要な、個人としての屋外運動等を規制するものではありませんが、【北海道バスケットボール協会8月16日発出「まん延防止等重点措置」対象区域追加による感染対策強化について（再要請）】等、各通知を遵守し、「緊急事態宣言中」であることを踏まえた賢明な判断と厳格な感染症対策を条件とし、自身や家族、周囲に対する命を大切にされた行動を最優先にとること。

- 3 期間：令和3年8月27日(金)～9月12日(日)

※緊急事態宣言が解除されるまでの当面の間

札幌市は、「緊急事態宣言」の発令に伴う特定措置区域の指定を受け、部活動や施設の使用等について次のように指示しております。

- 緊急事態宣言が発令されている期間においては、部活動を原則休止すること。
- 行政財産（学校施設等）の目的外使用については、「レベル3」の期間は、目的外使用を休止する。
- 緊急事態宣言期間中においては、「原則、全てのスポーツ施設を休館」「学校施設開放を休止」とする。

なお、北海道や札幌市の方針や感染状況等から、予防対策上の変更が生じたり、期間が延長となったりすることもあります。その際は、これまで同様、北海道バスケットボール協会等とも連絡・調整し、迅速な対応を進めてまいります。各チームにおかれましては、子どもたちの健康と安全、そしてモチベーションの維持を第一に考えていただき、緊急事態宣言解除後の活動再開及び対外試合等に向けて、指導者と保護者会が心を一つに、万全たる準備に取り組んでいただきたいと思います。

私たちは、今後予定されている秋季大会等の実現のために、全力を尽くす所存です。関係の皆様には、引き続き子どもたちを支え、この苦しい期間を共に乗り越えていただけますよう、ご理解と御協力を心からお願い申し上げます。